

# 令和8年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務

## 2 業務の目的

県内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（公立公営を除く。以下、「保育所等」という。）における待機児童の解消や労務環境の改善、保育の質の向上のため、保育所等で不足する保育士又は保育教諭（以下、「保育士等」という。）の確保を目的とする。

## 3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### （1）保育士等の確保

受託者は、保育士証を有する者（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）を募集、選考し、派遣職員として自ら雇用する。ただし、本業務受託前に保育士証を有する者を雇用することを妨げない。

### （2）保育士等の派遣

- 受託者は、県が定める様式により保育所等から保育士等の派遣依頼を受けたときは、受託者が対応できる範囲において、保育士等の派遣を行う。
- 受託者は、保育士等の派遣を決定した場合は、保育士等を派遣する前に県が定める様式の写しを県に提出しなければならない。

### （3）派遣後の支援

受託者は、派遣後の保育所等及び保育士等へのフォロー活動を行い、派遣された保育士等が保育所等との直接雇用につながるよう支援を行う。

### （4）状況報告

- 受託者は、県が定める様式により、各月の派遣実績を翌月10日までに県に報告しなければならない。
- 受託者は、年度末に、業務の成果に関する報告書を県に提出しなければならない。
- 受託者は、県が本業務に関連する資料の提出を求めたときは、特段の事情がある場合を除き、応じなければならない。

## 5 業務実施の要件・留意事項等

### (1) 法令遵守

- ・受託者は、事業の実施にあたり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）その他労働関係法令を遵守すること。
- ・受託者は、保育士等の派遣にあたっては、保育士等及び保育所等の合意を得て、保育士等との雇用契約及び保育所等との労働契約を締結すること。

### (2) 派遣の業務・期間等

- ・保育士等が従事する業務の内容は、保育所等での保育業務とする。
- ・保育所等が本業務による保育士等の派遣を受けることができるのは、原則、1施設あたり年間1回とする。ただし、市町村からの協議をうけ県が適当と判断した場合は、この限りでない。また、ハローワークなど他の求人方法では保育士等を確保できない場合に限り、本業務による派遣を受けることができる。
- ・この業務における保育士等の派遣期間は、同一の保育士等につき 12 ヶ月を上限とする。ただし、保育所等との契約により保育所等が派遣料を全額負担することを条件に、限度期間を超えて保育士等を継続して派遣することを妨げない。いずれの場合においても、労働者派遣法に抵触しない期間とする。

### (3) 経費等

- ・保育所等との労働者派遣契約における派遣料は、県、市町村及び保育所等が負担することとし、その負担については次のとおりとする。

県・市町村	保育所等
派遣管理費	保育士等人事費

#### ①保育士等人事費

- ・この業務における保育士等人事費は次のとおりとし、保育所等が負担する。ただし、保育士等の確保のため必要な場合などには、県・市町村及び保育所等との協議により保育士等人事費の単価を変更することができる。

[内容]保育所等との労働者派遣契約に基づくこの業務における保育所等への派遣期間に対して、受託者が保育士等に支払う時間単位の賃金（ただし、勤務場所への交通費は含まない）

#### ②派遣管理費

- ・上記①に伴う派遣管理費は次のとおりとし、県、市町村が負担する。

[内容]保育所等との労働者派遣契約に基づくこの業務における保育所等への派遣期間に対する下記の費用

- ・法定福利費（厚生年金、社会保険、雇用保険、介護保険など）
- ・有給休暇費用
- ・諸経費（交通費、健康診断費用、検便費用、感染症予防接種費用、研修費用など）

- ・広報費
  - ・事務手数料
- ・原則として、超過勤務は本業務の対象としない。
  - ・本業務の委託金額は、派遣管理費の時間単位の単価とし、保育士等の派遣実績に応じて、四半期ごとに県が市町村分を含めて、負担すべき額を受託者に支払うものとする。

#### （4）派遣対象となる保育所等

県内市町村のうち、県が派遣管理費の負担について別途協定を締結する市町村に所在する保育所等とする。

### 6 その他

- ・島根県全域で業務を実施すること。
- ・事業計画、予算の執行管理等、業務の運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。
- ・業務の運営にあたっては、業務上知り得た情報を遺漏してはならない。
- ・保育士等及び保育所等の個人情報を適切に管理すること。
- ・受託者は、事業を円滑に実施するために、保育所等及び県内市町村に対して労働者派遣制度を周知するとともに、県内の保育所等のニーズ把握及び県との情報共有等に努めること。
- ・5（4）の協定については、県と市町村が協議し、合意が得られた市町村から順次締結するものとする。
- ・本仕様書に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議してこれを定めるものとする。